

鹿児島県後期高齢者医療広域連合の規則により広域連合長が別に定めるものとされている様式を定める要綱

令和3年4月1日

最終改正 令和6年11月22日

第1条 この要綱は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の規則により広域連合長が別に定めるものとされている様式を定めるものとする。

第2条 広域連合長が別に定める様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第2号）関係

- ①様式第1号（第5条関係）
- ②様式第2号（第6条・第13条関係）
- ③様式第3号（第7条関係）
- ④様式第4号（第8条関係）
- ⑤様式第5号（第9条関係）
- ⑥様式第6号（第9条関係）
- ⑦様式第7号（第10条・第11条関係）
- ⑧様式第8号（第12条関係）
- ⑨様式第9号（第14条関係）
- ⑩様式第10号（第15条関係）
- ⑪様式第11号（第16条関係）
- ⑫様式第12号（第17条関係）
- ⑬様式第13号（第18条関係）
- ⑭様式第14号（第19条関係）
- ⑮様式第15号（第20条関係）
- ⑯様式第16号（第21条関係）
- ⑰様式第17号（第24条関係）

(2) 鹿児島県後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する規則（平成20年規則第3号）関係

- ①様式第1号（第3条関係）
- ②様式第2号（第3条関係）
- ③様式第3号（第3条関係）
- ④様式第4号（第4条関係）
- ⑤様式第5号（第6条関係）
- ⑥様式第6号（第6条関係）
- ⑦様式第7号（第6条関係）
- ⑧様式第8号（第7条関係）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年11月22日規則第1号)附則の規定により限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付を受けようとする場合に限り、改正後の鹿児島県後期高齢者医療広域連合の規則により広域連合長が別に定めるものとされている様式を定める要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。